

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

コスモスが満開でした 佐賀空港コスモス公園



“佐賀空港のコスモス公園”のTV映像に、ワクワク感を抑えることが出来ずに、まっしぐら。滑走路のすぐ傍の広大な敷地には、300万本の可憐なコスモスの花姿に魅了されました。コスモスの花言葉（赤・白・ピンク）は、調和・平和・謙虚など。



厚生年金加入に伴う国民年金保険料の支払い停止手続き

日本年金機構からのお願い

新卒者など新たに就職すると、年金が国民年金（第1号被保険者）から厚生年金（第2号被保険者）になり、国民年金保険料を納付する必要がなくなります。

それまで、国民年金に加入し、保険料を口座振替で納付されている場合、就職した月以降も、国民年金保険料が、それまでの口座から自動で引き落とされる場合があります、保険料の還付請求

などが生じる場合があります。

こうしたことを無くすために、新たに入社して厚生年金保険に加入される方に対し、「国民年金保険料口座振替辞退申出書」を提出することを周知いただくよう、お願いがされています。



久しぶりの集合例会 華の会11月例会

女性社労士の会
華の会は、コロナが少し収まった状況となったことから、6カ月ぶりにオンラインから集合例会となりました。



今回は、社労士を講師に、同一労働同一賃金をテーマに講義を受け、学びました。久しぶりに顔を合わせ、全員がマスクですが、にぎやかな例会になりました。



カマンベールチーズのじゃがいも包み焼

材料は、カマンベールチーズ1パック、じゃがいも4〜5個、塩、コショウ、片栗粉は適量、バター適量。



- ①じゃがいもを芯がなくなるくらい柔らかく茹で、熱いうちに皮をむいて、マッシャーやしゃもじ、スプーンなどでよくつぶす。
- ②つぶしたじゃがいもに塩、コショウを入れ混ぜ、片栗粉を入れてさらによく混ぜ合わせる。
- ③カマンベールチーズを6等分に切る。
- ④ラップをつかい、じゃがいもでカマンベールチーズを包み込むように丸める。
- ⑤フライパンにバターを入れ、バターが溶けたら、両面をきつね色になるくらいまで焼くとでき上り。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>
Eメール : akiko@b-souken.com

「育児休業給付金」の 被保険者期間の要件

Q&A

Q:「育児休業給付金」要件が一部変更されたと聞いたのですが、どのようになりますか？

A: 現行の「育児休業給付金」は、「育児休業開始日を起算点とし、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が、11日以上※1ある月が12カ月以上あること」が、被保険者期間の要件とされていました。

Q:そこが変更されたのですか？

A: そうです。この被保険者期間の要件では、この期間に、産前産後休業期間(通常14週)が含まれることで、被保険者要件を満たさないケースが出てきてしまいます。

Q: そうですね。14週といえば3カ月以上は、実質的に就労してないですね。

A: そうです。この産前産後休業期間を除いて、「産前休業開始日等※2を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数(就労日数)が11日以上ある月が12カ月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間の要件を満たすものとする。」と変更されました。

Q: そうですと、被保険者要件となる就労期間が約3カ月延びるということですね。

A: そうです。起算日を、「産前休業開始日等を起算点とする」という変更によって、12カ月以上の就労月が増えて、育児休業給付金の対象者が増えることとなります。

※1: 11日以上就労がない月は、賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1カ月として算定します。

※2: 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は、出生した日の翌日、産前休業を開始する日前に、母性保護のための休業をした場合は、休業を開始した日を起算点とします。

以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わりました。

事業主区分	改正前	改正後
民間企業	2.2%	2.3%
国・地方公共団体	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

留意点: 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上からとなっています。

法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に広がりました。

その事業主には、以下の義務があります。

◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

◆障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するように努めなければなりません。



あしがき

一気に秋になりました。紫芋をいただき、オーブンで焼くと、ほっこり。おいしくいただきました。



ところで、コロナの“緊急事態宣言”が、解除されたとはいえ、やってくるかもしれない第6波に対する不安な気持ちが解消された訳ではなく、集合研修会や面接会場では、相変わらずソーシャルディスタンスを取ったうえで、フェースシールドやマスクを着用しての取組が続いています。

そして今、小田急や京王電車内や新幹線内で起こった無差別殺人を狙う事件など連続して起きています。

こんな社会状況に恐怖を感じています。

法改正情報

障害者の法定雇用率が 引き上げられました

(令和3年3月1日より)

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com